

09-認シス第 0417 号
2009 年 4 月 15 日

財団法人 日本適合性認定協会
認定センター

JAB PN300-2009 「要員認証機関に対する認定の基準」についての指針」 の発行について

本協会は、JAB PN300「要員認証機関に対する認定の基準」についての指針」2009 版(以下、JAB PN300 という)を 2009 年 6 月 1 日付けで発行いたしますので、ここに公表いたします。

主要内容につきましては、08-認シス第 2522 号「JAB PN300-2009「要員認証機関に対する認定の基準」についての指針 改定案の公開について」をご参照ください。

ドラフト段階での検討に当たりましては、2008 年 11 月 20 日から 12 月 19 日の期間に、改定案に対するご意見の募集を行い、関係各位から貴重な御意見を賜りました。コメントの概要とコメントに対する本協会技術委員会の処置につきましては、添付資料をご参照ください。
コメントをお寄せいただきました方の御協力に厚く御礼申し上げます。

また、今般の改定を機に、本協会同様、IAF GD24 (JAB PN300 にて採用している IAF ガイダンス)を適用し要員認証機関認定を実施している財団法人 日本情報処理開発協会 (JIPDEC) 殿との間で、IAF GD24 の邦訳について整合を図ることといたしました。この趣旨から、JIPDEC 殿より御意見を賜りました。
JIPDEC 殿のコメント概要とコメントに対する本協会技術委員会の処置につきましては、添付資料をご参照ください。

なお、JAB PN300 の適用日については、下記をご参照ください。

記

JAB PN300 の適用日：2009 年 6 月 1 日

備考：JAB PN300-2009 が採用した IAF ガイダンスは 2009 年 2 月 1 日に発行され、適用日 (application date) は、2010 年 2 月 1 日である。

IAF ガイダンスの"application date"は、MLA においては、その日以降適用が求められる日を指す。従い、要員プログラムのように MLA が不在状況では、前倒しして適用しても差し支えない。

公表文書：次に示す文書

1．発行文書

JAB PN300-2009 「「要員認証機関に対する認定の基準」についての指針」

2．発信文書

09-認シス第 0417 号

JAB PN300-2009 「「要員認証機関に対する認定の基準」についての指針」の発行について

3．コメント及び処置に関する文書

JAB PN300-2009 へのパブリックコメント及び処置

JAB PN300-2009 への JIPDEC 殿コメント及び処置

以上